

社会福祉法人ぱる

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人ぱる定款 第8条(評議員の報酬等)及び第21条(役員等の報酬等)に基づき、理事・監事・評議員(以下「役員等」という。)の報酬に関し、社会福祉法人ぱる役員等の報酬に関する規程(以下「本規程」という。)を定める。

第1条 評議員、理事、監事の報酬

理事長が招集する理事会、評議員会への出席及び理事会、評議員会以外の業務に対する報酬額は、一日20,000円とする。報酬総額は年間1000万円以内とする。

第2条 理事長に対する報酬

理事長は、経営責任の立場から理事長決裁のための業務を遂行する。これらの業務に関する報酬額は、第1条で定めた額の倍額とする。理事長業務には理事長が招集する理事会出席を含むこととする。

第3条 交通費

役員等の理事会、評議員会出席、その他業務のために要した公共交通機関利用の費用は、実費を支給する。ただし、自家用車利用による燃料代は支給しない。ただし遠隔地への移動等、自家用車利用が必要と理事長が認める場合は、燃料代は支給する。

第4条 本規程は、別途定める社会福祉法人ぱる就業規則及び給与規定に基づき社会福祉法人ぱるから給与等の支払いを受けている者は適用除外とする。

第5条 本規程を変更し、または廃止するときは社会福祉法人ぱる理事会の議決を経て、評議員会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成15年 11月 4日から施行する。

この規程は、平成18年 3月 29日から施行する。

この規程は、平成25年10月 29日から施行する。

この規程は、平成28年10月 25日から施行する。

この規程は、令和 2年 6月 16日から施行する。